

## 新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程を次のように定める。

平成28年 8 月23日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程

新潟県病院局公益的法人等派遣職員の給与に関する規程を次のように定める。

(目的)

**第1条** この規程は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき公益的法人等に派遣する新潟県病院局企業職員（以下「派遣企業職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣企業職員の給与)

**第2条** 派遣企業職員の給与の額及び支給方法等については、条例第4条に規定する派遣職員及び条例第5条に規定する職員派遣後職務に復帰した職員の例による。

(実施に関し必要な事項)

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。